

えきちゅう 駅柱 通信の幹線路から駅・信号場等に引込用分岐線を持つ電柱。(松下純二郎)

えきちゅう 駅長 駅・営業所・操車場・信号場におかれる職で、鉄道管理局長の指揮をうけて、駅の最高責任者として駅所属の職員を指揮監督し、駅等に関するいっさいの業務を処理するものである。

小さい駅では駅長が直接運転の取扱、旅客荷物の取扱等を行っている夜間勤務も行っているが、大きな駅になると駅長は日勤となり運転取扱等はほとんどやらず、部下職員の監督、部外との交渉等が主となっている。

東京・上野・大阪等とくに大きな駅の駅長は、副参事・参事または参事にあてられている。(加藤誠次郎)

えきはしゅつてつどうあんないじょ 駅派出所案内所

国鉄が旅客の利便を図り営業増進のために、停車場以外の市街地またはとくに必要とする箇所に進出して旅客・手荷物の運送およびこれに付帯する業務の案内・宣伝等を行うために設置した鉄道の街頭進出の施設。

旅客の利便と旅行奨励の手段として主要都市の百貨店内その他一般公衆の集合する箇所に旅客・荷物の運送に関する案内、旅行の計画、これに伴う乗車券類の発売を行うため人口10万以上の都市であること、停車場より相当の距離があること、その市内所在駅における1箇年間の乗車券類発売高が100万円以上であること、1都市1箇所(30万人以上の都市にかぎり2箇所以上)であること等の一定の基準の下に設置し、当初は国鉄の職員を配置したが、旅行に必要とする宿泊・バスの手配等のすべての案内・非連絡線の乗車船券の発売までを行う必要上、その後これらの業務を行うことのできる日本交通公社の案内所をこの案内所に併置し、国鉄職員では行えない案内業務・乗車券類の発売業務を行うこととした。その後昭和7・5からは人件費の節減を図るためすべての業務を日本交通公社職員だけで行うこととした。したがってこのとき以後は駅派出所案内所の業務を日本交通公社に委託する方式をとってきた。しかし昭和29・9からは乗車券類委託発売方式の改正により、乗車券類の代売業務は受託者がその営業所において行う受託者本来の業務としたので、一般的には駅派出所の設置の必要性は薄らいだが国鉄が営業政策的にみて自己に有利な自主的な宣伝案内機関をもつことは必要であるので、その意味の性格の案内所として駅派出所案内所を設けることとし、停車場以外の場所に乗車券類委託発売規程(昭和29・9日本国有鉄道公示第262号)にもとづき、乗車券類の発売業務を受託している者が案内所を設置する箇所にこの駅派出所案内所を併置することとした。したがって国鉄は必要によりいつでも自らの職員を配置して案内業務を行うことができるが、平素は一般にその必要はなく受託者の職員を充てることによって業務遂行上の支障がないので、鉄道管理局長が必要と認めて自己の職員を配置する場合を除いては、乗車券類の発売を委託している者にこの宣伝案内業務をあわせて委託することとしている。

駅派出所案内所は指導・監督上の必要から最寄の主要駅の派出所としているため、その固有名称は「東京駅派出所案内所」のように定め、その名称・所在地・併置する乗車券類受託発売者の営む営業所(案内所)の名称等を乗車券類委託発売取扱細則第9条の別表として掲げている。(平林喜三造)

えきふ 駅夫 旧職名で駅において荷物の積卸・運搬・車両の手押入換・電報の配達・そうじその他の雑務に従事していたもので、当時は第1種傭人(ようにん)とされていた。大正10・10に職名が改正され、現行の駅手となった。(加藤誠次郎)

えきべつしわけせん 駅別仕訳線 貨車を駅順に整理するために必要な仕訳線をいう。大操車場では各方面から集った種々雑多な貨車を、たとえばA以遠行、B線行のように方面別または線別に大まかに仕訳し、これをさらに駅順に整理して完全な列車を組成するのが通例である。(近藤正弘)

えきほんや 駅本屋 (英) station main building (独) Empfangsgebäude (仏) bâtiment des voyageurs 駅において旅客が旅行のため列車を待合わせ、荷主が小荷物や貨物を託送し、鉄道がこれに必要な接客業務と輸送業務を行うための建物。建物名称によれば停車場(旅客駅・貨物駅・操車場・信号場など)において事務を取扱う主要な建物を本屋とよぶことに定められている。普通には一般駅・旅客駅の場合通常駅に駅本屋といい、貨物駅の場合は貨物駅本屋と呼ぶ。また1つの停車場に2つ以上の乗降口がある場合、裏口には裏駅本屋その他それぞれの地名を冠した駅本屋が設けられる。

貨物駅本屋は貨物駅における業務管理、輸送貨物の受授手続および運賃の収納などを行う場所で、主として鉄道職員の執務場所である。その位置は荷主または運送業者との折衝に都合のよい場所で、同時に構内作業の指揮にもっとも便利な場所でないといけない。すなわち貨物積卸場に近い所でかつ貨物通路の出入口、または広場に接したところが選ばれる。

裏駅本屋は駅本屋の位置に対して、駅構内をはさんで反対側にある旅客扱のための建物をいい、駅本屋にくらべて簡単な設備になっている。普通の場合広間・待合室・出札室・改集札口・便所などを必要に応じて設置する。裏駅本屋を設けるのは裏側に相当人家の密集があり、かつ駅構内を横断するごとく困難な場合であって、乗降人員が相当大きな場合にかぎられる。

1 駅本屋の形式 駅本屋が線路に対して占める位置により、その側方にある場合(通過駅)と線群に直角におかれる場合(例、上野などの頭端駅)などに分類され、線路と路面の高低により路面式・高架式(例、三ノ宮)および路下式の3種があり、路下式はさらに掘割式(例、天王寺)と地下式がある。また高架式と路面式をあわせたもの(例、名古屋・大阪)もある。

2 駅本屋の位置 (1) 主要街路や駅前広場 (2) 駅本屋 (3) 乗降場・跨線橋・地下道などの三者は互に旅客の流れに最も適合するように配置されなければならない。すなわち都市に対しては駅本屋を視覚的にもまた平面的にも最も適した位置とし、市内補助交通機関との連絡、歩行者の流れ、自動車の流れに対しては完全な交通空間を形成するようにし、駅本屋および構内の旅客の流れを以下に述べる要領にしたがって、もっとも便利にかつ明快に扱われるように総合的な配置計画をすることが肝要である。

3 駅本屋の所要諸室 駅本屋はその規模の大小にかかわらず (1) 流通施設(通路・広間など) (2) 旅客施設(待合室・便所・売店など) (3) 接客施設(出札室・手小荷物扱室・改集札口など) (4) 駅務施設(駅務室・湯沸所・休憩室・物置その他)の4種の施設を必要とする。貨物については別に貨物扱所を設けることが多い。このうち旅客施設と接客施設はともに流通施設に直接面することを要し、駅務施設は小中駅では接客施設に隣接するのが便である。小駅では以上にあげた諸室が設けられるが、駅の規模が大きくなるにしたがって、そのほかそれぞれの付属諸室として (1) 流通施設 車寄・乗車広間・降車広間・出札広間・コンコース (2) 旅客施設 1・2等待合室・特別待合室・貴賓室・洗面所・食堂・喫茶室・観光案内所・郵便局・電話室・浴室・靴磨その他 (3) 接客施設 旅客運賃精算所・鉄道案内所・放送室・電報受付・遺失物扱室・携帯品一